

令和6年度地域密着型サービス事業者 運営指導結果報告書

藍住町健康推進課介護保険室

1 運営指導の実施状況

- 目的

本町では、介護保険法第23条の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、運営指導を実施する。

- 実施頻度

原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護サービス事業者等について行うものとしている。ただし、居住系サービス又は施設系サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うようにしている。

2 令和6年度指導事業者数

サービス種類	実施数
認知症対応型共同生活介護	2事業者
介護予防認知症対応型共同生活介護	2事業者
地域密着型通所介護	1事業者
看護小規模多機能型居宅介護	1事業者
合計	6事業者

3 主な指導内容

(1)運営基準

【運営規程】

番号	指摘事項
1	運営規程と重要事項説明書に記載されている内容が一致していない
2	利用料(食事代)が重要事項説明書と異なっている

【重要事項説明書】

番号	指摘事項
1	苦情の受付窓口について、保険者の連絡先が最新の情報ではない
2	事業所職員の人数が、運営規程に記載された人数と異なっている

【令和7年4月1日から義務化となる項目】

番号	指摘事項
1	重要事項が事業所のウェブサイトに掲載されていない

(2)設備基準

【設備及び備品等】

番号	指摘事項
1	消火器の使用期限が過ぎているので、交換等、適切に対応すること

(3)人員基準

【従業者の員数】

特に指摘なし

(4)介護給付費算定

【加算関係に係る指摘事項】

特に指摘なし

4 まとめ

- 運営規程や重要事項説明書等の見直しができておらず、内容が現在に適していないものがありましたので、一度見直しをお願いします。
- 令和7年4月1日から義務化される項目がありますので、必ず令和6年度内に準備をお願いします。